

伐採作業と造林作業の連携等に関する静岡県ガイドライン

令和元(2019)年6月19日

静岡県経済産業部森林・林業局

1 本ガイドライン策定の目的及び適用

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、森林資源の循環利用による健全な森林の造成と育成を図るため、伐採事業者と造林事業者が連携し、伐採と造林の一貫作業により、主伐・再造林を低コストで計画的かつ適切に進め、伐採跡地の確実な更新（人工造林や天然更新）を図ることで、森林資源の循環利用を促進し、本県の豊かな森林を次世代に引き継いでいくための一助として活用いただくことを目的とします。

(2) ガイドラインの適用

林業経営体の皆様が、本ガイドラインを参考に行動規範を作成する場合は、次に掲げる内容を参考にしながら、必要な事項について定めるものとして、(1) から (4) までの事項及び (7) の事項は規定することを推奨します。

2 伐採作業と造林作業等の連携等に関するガイドライン

(1) 伐採・更新計画の作成

- ・適正な森林管理を担保する観点から、伐採及び造林事業者は、森林経営計画等により、伐採・更新計画を作成します。
- ・伐採・更新計画は、森林所有者の意向を十分に踏まえるとともに、市町村森林整備計画に適合して作成します。
- ・伐採及び造林事業者は、やむを得ない事情により森林経営計画が作成できない場合は、森林経営計画書に準じ、伐採・更新に係る以下の内容を森林所有者に説明し了解を得るとともに、森林経営計画の策定に努めます。

【伐採・更新計画の内容】

- ① 森林の所在地：地番、林小班
- ② 伐採計画：樹種、林齢、時期、皆伐・択伐別、伐採の方法、伐採面積・材積
- ③ 更新計画：更新方法（再造林・天然更新）、造林時期、造林樹種、造林面積
- ④ その他：路網計画、獣害対策、安全対策等

(2) 契約、許可・届出、制限の確認

ア 森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者が森林所有者との立木売買契約や主伐作業請負契約を締結する際には、森林の土地及び立木に係る権利者や権利の区域の範囲について確認を行います。

イ 立木の伐採等に係る届出・許可等の確認

伐採及び造林事業者は、森林法をはじめとする立木の伐採等に係る以下の規定のほか、地域森林計画書（各森林計画区共通編）にある法令による施業について制限を受けている森林の施業方法を遵守し、必要な届出を行い、又は許可を得ます。

対象森林	許可申請・届出	法令
普通林	伐採及び伐採後の造林の届出に係る森林の状況の報告	森林法 第10条の8 第1項 第10条の8 第2項
保安林又は保安施設地区	皆伐及び択伐の許可・届出	森林法 第34条第1項 第34条の2 第1項
森林経営計画	森林の伐採等の届出	森林法 第15条
自然公園（特別地域）	特別地域内木竹の伐採及び植栽許可	自然公園法 第20条第3項 第21条第3項

ウ 森林の土地を取得した際の届出

伐採事業者は、森林の土地を取得した場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法第23条第1項に基づく届出又は森林法第10条の7の2に基づく森林の土地の所有者届出を行います。

エ 補助事業の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業等の履歴を森林所有者等に確認するとともに、必要に応じて市町や県農林事務所等に、過去の造林補助事業等の補助金返還に抵触しないか確認します。

(3) 伐採に係る注意事項

ア 伐採区域

- ・伐採事業者は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、林地の保全、落石、風害等の防止等のため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木の保護を図ることなど、伐採の適否を慎重に検討します。
- ・伐採を行う際には、土地の所有界を超えた伐採をしないよう、当該地の森林所有者や隣接する森林所有者へ確認の上、あらかじめ、伐採計画範囲を確認し、区域を明確化します。
- ・森林の多面的機能の持続的発揮の観点から、伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないように、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置します。

イ 作業実行上の配慮

- ・伐採事業者は、林地を一時的に作業道や土場として使用した時は、その後の植生回復に支障を来さぬよう土壌の固結や攪乱に注意します。
- ・民家、一般道等への伐倒木、転石等の落下防止や、早朝等における騒音等に注意を払います。
- ・現場への進入路等に立て看板を設置する等により、現場内の安全確保、事故防止に努めます。
- ・地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得た上で作業を行います。

(4) 造林に係る注意事項

ア 更新方法

- ・伐採及び造林事業者は、伐採地が市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の場合は、森林所有者の承諾を得て、一貫作業による造林など、人工造林による更新を確実にを行います。
- ・木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林においては、積極的にエリートツリー品種を活用した人工造林による更新を行います。
- ・天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、市町村森林整備計画に示す天然更新の完了基準を満たす適確

な更新が図られる森林において行うものとしします。

- ・気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、必要に応じ天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ります。
- ・市町村森林整備計画で定める鳥獣害防止森林区域の情報等も踏まえ、更新に当たっては、防護柵の設置等による鳥獣害防止について検討するとともに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図ります。

イ 再造林に関する森林所有者への説明

伐採・更新計画を作成する際、伐採事業者は、必要に応じて造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性等をわかりやすく説明するなど、再造林に向けた森林所有者の意識の醸成に努めます。

ウ 伐採と造林の一貫作業の推進

伐採及び造林事業者は、再造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、伐採から再造林までを連続的かつ一体的に行う一貫作業により、作業効率の向上に努めるとともに、コンテナ苗等の導入により、植栽・保育経費の軽減を図ります。

エ 連携体制の構築

伐採・再造林前に、伐採事業者と造林事業者との連携体制を整えておくなど、一貫作業における推進体制を構築します。

オ 苗木の確保

計画的な再造林を進めるため、伐採を計画する時点で、伐採事業者と造林事業者、林業種苗生産者団体等が、苗木の需給に関する情報の共有を図り、計画的な苗木の調達を行います。

(5) 路網整備・土場整備

ア 使用目的・期間に応じた開設

- ・路網、土場の開設を行う者は、開設に当たっては、土地所有者等との話し合いにより、使用目的、位置、期間等を明確にします。

イ 整備に当たっての注意事項

- ・路網や土場の配置は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に合致

し、作業効率が最大になるように配置することとし、その際に現地踏査や資料等により地形、地質、気象条件、水系や地下構造等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息、生育の状況等も考慮します。

- ・一時的に使う路網については、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むように、また、長期にわたり使用するものは路体、土場、法面が早期に安定するように、それぞれ配慮します。
- ・森林作業道の作設に当たっては、「林業専用道・森林作業道作設指針の制定について」（平成23年12月8日付け森整第374号森林整備課長通知）等に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮、管理を行うこととし、林地の保全や民家、一般道、水源地付近での配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土と法面の処理、排水の処理等を適切に行います。
- ・路網等の整備に当たっては、改変面積が1haを超える場合、法第10条の2に基づく林地開発の許可が必要となります。（ただし、車道幅員3.0m（全幅4.0m）を超えない場合は除外されます。）
- ・保安林内で行う場合は、法第34条第2項に基づく、作業許可の手続きを行います。

（6）事業実施後の注意事項

ア 枝条残材、廃棄物の処理

- ・伐採事業者は、枝条残材を利用しない場合、林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、あらかじめ発生量を見積もって存置箇所の準備や処理方法を想定し、枝条残材の山積みは避けるよう努めます。
- ・廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分します。

イ 路網・土場

- ・一時的に使用した路網、土場は、土地所有者等との事前の取り決めに基づき必要に応じて埋め戻すなど、植生の回復を促します。
- ・長期間にわたり使用する路網、土場については、あらかじめ、管理者や管理・補修方法を取り決めた上で設置・使用し、設置に当たっては長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行うとともに、作業によって荒れた箇所について取り決めに従って補修を行います。
- ・森林作業道については、管理者は必要に応じて、ゲートの設置や施錠などにより、一般者等の侵入を防ぐなど適正に管理します。
- ・伐採事業者が運材に使用した路網等については、管理者との取り決め

応じて、必要な補修等を行います。

(7) 健全な事業活動

ア 労働安全衛生

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組みます。
- ・かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドライン、林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項については、労働安全衛生規則に定める作業計画書を作成し、従業者に周知の上、作業を行います。
- ・現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、緊急連絡体制等を整備します。
- ・林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合にはリスクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危険要因の排除に努めます。
- ・中高年者の労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防に取り組むなど、従業者の健康維持に努めます。
- ・死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を実施して作業の安全を徹底します。

イ 雇用改善・事業の合理化

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業者の常用化等の雇用の安定化、社会保険・労働保険の加入など、労働条件の改善に努めます。
- ・従業者の日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に係る研修への計画的な派遣に努めます。
- ・森林施業集約化の働きかけや、高性能林業機械を活用した効率的な作業システムを実施できるオペレーター等の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図ります。

ウ 作業請け負わせ

- ・伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文書で交わすこととします。
- ・伐採事業者及び造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとします。
- ・伐採事業者及び造林事業者は、請け負わせ先の事業体に計画作成の段階から関与させるよう努めるとともに、計画変更が発生した場合は、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で円滑に事業が進むよう配慮します。

エ 事業改善

- ・伐採事業者及び造林事業者は、作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う機械地拵えの作業について、実行データを分析して作業のボトルネックがあれば対処する等、事業活動の改善に取り組みます。

オ その他

- ・森林認証を取得した森林においては、認証基準に基づき適切に管理します。
- ・伐採・更新作業にあたっては、地域の森林ボランティア活動にも配慮します。